



(協議) 資料NO. 4

# 様々な差別、暴力に対するJFAの取り組みについて

～リスペクト・フェアプレーの浸透に向けて～

リスペクト・フェアプレー委員会

2014年5月15日(木)

# 目的



## <JFA理念の追求のために>

「サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献する」

- ➡ 理念追求のために、JFAのあらゆるメンバー、関係者は、人種、性別、宗教のみならず、社会的弱者に対するものも含め、あらゆる差別を排除し、リスペクト、フェアプレーの精神の下、活動する。
- ➡ JFAは世界で最も愛されているスポーツであるサッカーの各国、地域の加盟協会をとりまとめるFIFA憲章にある反差別及び反人種差別の姿勢の考え方を遵守し、日本において、その精神を普及、伝搬、実行する。



# JFAのスタンス

## 基本規程

### 第3条(遵守義務)

4. 人種、性、言語、宗教、政治又はその他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には本規程及びその附属規程に従って罰則の理由とされることがある。

- ➡ 規律に関する規程に、差別等があった場合の処罰について、FIFA懲罰基準に準じて、厳格に規定している。
- ➡ 役職員行動規範を定め、役職員に正しい行動を求める他、指導者規則に暴力撲滅のための規定を設けるなどして、差別、暴力の根絶に対して断固たる強い姿勢で臨んでいる。



# 取り組みの基本的な考え方

国際化、様々な価値観、生活様式の多様化が進んだことで、日本の社会のみならず、サッカーを取り巻く環境においても、差別や暴力に対する認識等に対して、これまでも増して、脆弱な意識、思考、行動が見受けられるようになった。

- ➡ 差別、暴力(暴言・ハラスメントを含む)が我々のスポーツにおいて、また我々の暮らす社会において、本当に根絶されるためにJFAはこれらに対してさらなる行動を取る。

# 具体的な施策



## 1. 環境整備(未然防止対策、有事対応)

- ・差別及び暴力事例の洗い出し検討
- ・諸規定の新設、見直し
- ・マニュアル整備(教育、リスクマネジメント、有事の対応)
- ・窓口体制の整備、充実(whistle blowing機能)
- ・実地トレーニングの実施
- ・対応/教育/啓発担当責任者(ウェルフェアオフィサー)の設置
- ・コンプライアンス部門等各種委員会との連携

## 2. 広報、啓発活動、他団体との連携

- ・広報(HPやSNSを利用した普及、伝搬)
- ・対応/教育/啓発担当責任者(ウェルフェアオフィサー)の設置
- ・プロモーションツール作成、掲示
- ・Anti-差別・暴力根絶Day(Week)の設置
- ・他団体、自治体等との連携

## 3. 各種施策の観察、評価、修正

*JFA自ら、また、Jリーグ等の各種連盟、地域/都道府県FAとの連携をもって*

# 国内外のサッカー界において顕在化する問題に対して



| 環境整備  | 予防、啓発、プロモーション   |
|---|---|
| ・対応、教育、啓発担当者(ウェルフェアオフィサーの設置)  |   |
| ・規定新設、見直し<br>・マニュアル整備(リスクマネジメント)<br>・窓口体制整備(whistle blowing機能)<br>・実地トレーニング実施 | ・プロモーションツール作成・掲示<br>・Anti-差別/暴力根絶Day設置<br>・他団体、自治体等との連携 |



地域、47FA、リーグや各連盟、クラブ、各種関連団体との連携



## 参考

### **FIFA憲章 第3条**

#### 反差別及び反人種差別の姿勢

人種、肌の色、民族、国籍または社会的出自、性、言語、宗教、政治的またはその地位の信条、財産、出自またはその他の身分、性的思考、またはその他の理由による、国、個人、またはグループに対する、いかなる種類の差別も、厳しく禁じられ、資格停止または追放により罰せられる。

### **FIFA懲罰基準第58条第1項a)**

人種、肌の色、言語、宗教または出自に関する、侮辱的、差別的、または中傷する言葉や行為により、個人またはグループの尊厳を傷つけた者は誰でも、5試合以上の資格停止とし、さらに2万スイスフラン(235万円)以上の罰金とする。  
違反者が役員の場合、罰金を3万スイスフラン(352万円)以上とする。



## <FIFAの取り組み>

教育アクションプラン: 大会主催者は、具体的なアクションプランを制定して、あらゆる種類の人種差別及び差別と戦う意思を、選手、役員及びサポーターに示さなければならない

反差別オフィサー: 大会規定は、スタジアム内での人種差別や差別の恐れがある行為を特定し、レフェリーへの重圧を和らげ、司法機関が証拠を活用しやすくするための、特別な役員をスタジアムに配置することを想定しなければならない。

より厳しい懲罰: FIFA規律基準が定める懲罰は、加盟協会が遵守すべきもので、個別事案を担当する司法機関がサポーターの不正行為について判定を下す際に参照すべき指針となる。しかし、宣告される懲罰が世界レベルで調和するよう、クラブまたは代表チームへの懲罰は、原則として次の2段階とする。

- ・初犯または小さな違反の場合、懲罰は、注意、罰金及び/又は無観客試合とする。
- ・再犯または重大な違反の場合、懲罰は、勝点減、大会からの追放、降格とする。  
さらに違反した個人(選手、役員、審判等)は、FIFA規律基準が規定するとおり、5試合以上の資格停止およびスタジアム立ち入り禁止とする。